

平成20年度決算における健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

この法律が規定する財政の健全性に関する指標の算定、議会報告及び公表については、平成20年4月から実施することとされたことから、既に平成19年度決算から指標値の公表等が開始されていますが、平成21年4月からは全面的な施行が開始され、健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定することが求められることとなりました。

算定する指標値は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率の4指標（以下「健全化判断比率」といいます。）並びに⑤資金不足比率とされています。

平成20年度決算に基づき算定された北秋田市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりとなっています。（4ページに用語解説を記載しています。）

1 健全化判断比率

単位：％

| | 指 標 | 平成20年度 | 参考：19年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|-----------|--------------|--------------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | ①実質赤字比率 | － (△1.44) | － (△1.60) | 12.86 | 20.00 |
| | ②連結実質赤字比率 | － (△8.91) | － (△5.68) | 17.86 | 40.00 |
| | ③実質公債費比率 | 17.8 | 17.9 | 25.0 | 35.0 |
| | ④将来負担比率 | 159.9 | 134.7 | 350.0 | |

注 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「－」で表示し、参考として黒字の比率をカッコ内にマイナス表記しています。

2 資金不足比率

単位：％

| | 特別会計の名称 | 平成20年度 | 参考：19年度 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|----------------------|--------|---------|---------|--------------------------------|
| 資金不足比率 | 北秋田市病院事業会計 | — | — | 20.0 | 資金不足額がない特別会計については、「—」で表示しています。 |
| | 北秋田市水道事業会計 | — | — | | |
| | 北秋田市下水道事業特別会計 | — | — | | |
| | 北秋田市農業集落排水事業特別会計 | — | — | | |
| | 北秋田市特定地域生活排水処理事業特別会計 | — | — | | |
| | 北秋田市簡易水道特別会計 | — | — | | |
| | 北秋田市宅地造成事業特別会計 | — | 58.2 | | |

3 増減要因等

(1) 実質赤字比率（参考値△1.44 ← 参考値△1.60）

平成19年度決算、平成20年度決算ともに一般会計において実質収支額が黒字となったので実質赤字比率は生じていませんが、参考値としてマイナス表記した黒字比率が減少しています。

これは、平成20年度実質収支額が平成19年度比で19,841千円減少（影響率△0.14ポイント）しているのが主な要因です。

(2) 連結実質赤字比率（参考値△8.91 ← 参考値△5.68）

連結実質赤字比率も平成19年度決算、平成20年度決算ともに連結実質収支額が黒字となったので連結実質赤字比率は生じていませんが、参考値としてマイナス表記した黒字比率が増加しています。

増加した主な要因は、

- ① 宅地造成事業特別会計の赤字解消による資金不足額の皆減179,158千円（影響率1.30ポイント）、
 - ② 国民健康保険特別会計の実質収支額の増加162,751千円（影響率1.18ポイント）、
 - ③ 国民健康保険合川診療所特別会計の赤字解消による実質収支額の増加157,035千円（影響率1.14ポイント）、
- となっています。

(3) 実質公債費比率 (17.8 ← 17.9)

実質収支比率は、0.1ポイント数値が下がりました。

比率の算定にあたっては、地方債元利償還金等を分子とし標準財政規模等を分母とする算式を用いますが、分子、分母ごとの主な増減要因は以下のとおりとなります。

(分子の要因) 普通会計公債費一般財源129,569千円減、準元利償還金89,184千円減、一部事務組合元利償還金補助負担金81,173千円減

(分母の要因) 普通交付税及び臨時財政対策債285,187千円増

結果として、分子の値が減少し分母の値が増加となったことで比率が改善しました。

(4) 将来負担比率 (159.9 ← 134.7)

将来負担比率は、平成20年度決算において159.9と25.2ポイント増加しました。

主な増加の要因は、公営企業債等繰入見込額が5,305,880千円増加した(将来負担比率を45.2ポイント増加させた)ためです。

その主な内容は、

① 下水道事業特別会計債の将来負担額の増加2,506,475千円(影響率21.4ポイント)、

② 病院事業会計債の将来負担額の増加1,803,891千円(影響率15.4ポイント)、

③ 農業集落排水事業特別会計債の将来負担額の増加1,043,982千円(影響率8.9ポイント)、

となっています。

(5) 資金不足比率

① 宅地造成事業特別会計 (「-」 ← 58.2)

宅地造成事業特別会計は、平成19年度決算で58.2の資金不足比率が生じています。

この数値は、経営健全化基準の20.0を大きく上回っています。

このため、平成20年度において、資金不足比率の解消を目的として残区画を時価により土地開発基金で取得するとともに、時価売却により生じた損失を一般会計からの繰入金で補てんするなどの措置を講じたため、平成20年度決算では資金不足額は発生せず資金不足比率は生じないこととなりました。

なお、宅地造成事業特別会計は、平成20年度末をもって廃止しています。

② 宅地造成事業特別会計以外の公営企業会計 (「-」 ← 「-」)

宅地造成事業特別会計以外の公営企業会計においては、平成19年度決算、平成20年度決算ともに資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は生じておりません。

用語解説

1 実質赤字比率

一般会計等（本市の場合一般会計のみ該当）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※1）に対する赤字額の割合。

※1 標準財政規模＝標準税収入額等（市税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

2 連結実質赤字比率

一般会計と公営企業会計を除く特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金、債務負担行為及び特別会計等への繰出等に含まれる元利償還金相当額（準元利償還金）の合計の標準財政規模に対する割合。（3ヵ年平均）

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

5 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合。

6 早期健全化基準

健全化判断比率のひとつでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）と公表及び外部監査の要求が義務付けられ、②策定計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは知事が必要な勧告を行うこととされています。

7 経営健全化基準

公営企業会計における早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率がこれを上回れば、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

8 財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）と公表及び外部監査の要求が義務付けられ、②財政再生計画は総務大臣の同意を求めることができます（※2）。また、③策定計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、④財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては総務大臣から予算の変更等が勧告されます。

※2 財政再生計画に対する総務大臣の同意がなければ災害復旧事業債等を除き地方債の発行が制限されます。